

# 平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市洋光台地域ケアプラザ

## 2 事業計画

### 1 全事業共通

#### 地域の現状と課題について

住宅地（集合住宅と戸建て）と洋光台駅周辺の商業地からなるこの地区は、年々高齢化率が高まり、磯子区全体の平均(26.8%、平成 29 年 3 月 31 日現在)を上回る 31.6% となり、30%を超えています。区域内にも特徴があり、洋光台 1 丁目や 6 丁目のように 20%前半の地域から 2 丁目のように 40%に迫る地域もあります。また、どの地域でも高齢者世帯（単身世帯を含む）の割合も高く、見守り支援など地域での支えあいの体制が課題となっています。こうした状況の中で、自治会町内会をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動、スイッチ ON 洋光台推進協議会の取り組みでも、見守り支援体制や災害時要援護者避難支援事業、高齢者の食事会や交流サロン、認知症予防カフェなど、年々活動が活発に展開されています。

また、坂道やエレベーターのない集合住宅が多いことが、移動等に支障のある高齢者や障害者の行動を制限する要因にもなっています。このため磯子区社会福祉協議会の送迎サービスには、多くの相談が寄せられている現状があります。この課題については、地域ケア会議でも取り上げられ、元気づくりステーションや洋光台フィットネス等の介護予防や健康づくりの活動の重要性にもつながっています。

一方、集合住宅等には若い世代も多く、子育て支援や世代間交流の機会も必要となっています。この点についても、プレイパーク等の地域ぐるみの子育て支援や世代間交流を目的とした様々な活動が展開されています。

このような状況の中、地域活動も活発ですが、一方で、担い手が不足している状況もあります。そのため新たな担い手の育成も課題となっています。

地域ケアプラザとしてこうした地域課題の解決に向けた活動の支援はもとより、個別相談での支援、また、解決に向けた自主企画事業に取り組んでいきます。

### (1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

高齢者、こども、障害各分野での総合的な相談窓口として、電話・来所での相談を受け、適切な窓口を紹介するなどの情報提供及び支援をします。また、内容によっては区役所や専門相談機関（生活支援センターや基幹相談支援センター等）との連携を図りながら、迅速かつ丁寧に対応します。また、窓口には相談に活用できるように、各種資料を整備して適切な情報提供をします。

#### ◆ 高齢者

地域包括支援センターとしての機能を十分に活かして、窓口、訪問の両面による相談の対応をします。

#### ◆ こども

主に地域ケアプラザの子育て支援事業を通じて相談を受けます。また、チラシや情報紙を配置して、情報提供等をします。

#### ◆ 障害

生活支援センターや基幹相談支援センター等と連携しながら、障害のある方の相談に対応します。

「幸 cafe（保護者の悩み相談）」事業にて、ピアカウンセリングによる障害等の様々な相談を受け付けます。（毎月第4金曜日）

### (2) 各事業の連携

- ・ 地域の福祉保健の拠点としての機能を十分に発揮するには、地域ケアプラザの各部門の連携は不可欠です。地域活動交流部門、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、通所介護事業が一体となって、利用者や地域の課題解決に向けて支援します。特に、個別のケース課題に向けて、その解決のための自主企画事業の開催や地域ネットワークの活用、また、事業を通して把握したニーズを個別支援につなげる等、地域活動交流事業と地域包括支援センターが連携・協働して事業を進めていきます。
- ・ 所内では運営推進会議（全部門の職員による会議、毎月実施）にて職員間の情報共有や事業所内の課題検討等を行います。

### (3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ・ 地域ケアプラザの全事業について、それぞれ専門職に必要な要件を満たした職員を人員配置基準もしくは基準以上となるよう適切に配置をします。また、欠員の状態がない万全の体制となるように努めます。
- ・ 職員育成については、常勤、非常勤職員を問わず、運営法人の「人材育成基本プログラム」に従って、職務を通じての研修を基本に、内部研修の開催や外部研修の参加（高齢者、障害者、子ども等の各分野）等、研修の機会を多く設けて、新任職員を始め中堅職員やリーダー的役割の職員の資質の更なる向上を目指します。
- ・ 部門内、部門間ともに職員間の連携を強化して、効率的かつ質の高いサービスにつながるよう取り組みます。
- ・ また、地域ケアプラザ全事業について、利用者、地域団体、事業者等に対して公正中立な立場で業務・運営にあたるため、職員一人ひとりがそのことを十分に認識して対応ができるよう事業所全体で取り組みます。

#### (4) 地域福祉保健のネットワーク構築

地域福祉（高齢者、子育て、障害者支援等）を展開する上で、地域のネットワーク構築は大変重要です。その構築のために関係機関をはじめとして、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉保健団体、ボランティア団体、NPO法人等の会合への参加や各種事業を通じて情報交換や連携を図ります。

- ・ 洋光台地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会  
個別支援を通じての連携や、定例会等に参加して情報交換や情報提供をします。
- ・ スイッチON磯子 洋光台地区推進協議会  
地区推進協議会に参加して、計画の推進に向けて支援、協力します。  
協議会委員として担当職員が参加し、地区推進協議会補助金対象事業への支援、会場の提供や職員の派遣等を通じて連携します。
- ・ 洋光台まちづくり協議会  
夢環境部会（子育て支援事業）の定例会への参加や、事業への職員派遣をします。
- ・ 洋光台フィットネス  
オリジナル体操の普及を通じて地域づくりを目指します。
- ・ 地域活動ネットワーク・洋光台 わっふる  
ボランティアに限らない地域の様々な地域活動団体の情報収集や情報提供、活動団体間の情報交換の場を提供するなど、地域活動団体のネットワークを推進します。
- ・ 洋光台地区子育て支援連絡会  
洋光台地区の子育て関連事業所（保育所、幼稚園、保育室、親と子のつどいの広場等）間での、情報共有や情報交換を通じて、新たにネットワークを広げていきます。
- ・ 洋光台地域防災拠点運営委員会  
運営委員として会議や訓練に参加しながら、地域防災に関して地域住民との連携を図ります。
- ・ 発達障害児者地域支援ネットワーク連絡会  
発達障害児者支援の情報共有等をします。
- ・ 磯子区自立支援協議会  
障害児・者に関わる支援機関の顔の見える関係づくり、障害者の地域生活課題について関係機関で検討して、障害者のサポート体制を作ることに協力します。

#### (5) 区行政との協働

- ・ スイッチON磯子（洋光台地区）の推進については、推進協議会全体会において、各自治会町内会や推進団体の取組を把握し、会場の提供や職員の派遣等による支援をします。普及啓発については、各自治会町内会や推進団体と連携しながら、自主企画事業や地域活動等において取り組みます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく、寄り添い型学習支援事業の推進に向けて、教室スペースを提供（年間100回程度）する等、事業に協力します。
- ・ 磯子区役所、磯子区社会福祉協議会との情報共有や地域アセスメントを目的に、三者で定期的に会議を開催します。

## 2 地域活動交流事業

### (1) 自主企画事業

- ・「地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”」を通して、洋光台で活動する多様な団体と一緒に、世代を超えた交流や新しいつながりづくりとなる事業を企画します。
- ・新たな人材発掘・育成や仲間づくりの機会として、趣味など幅広いテーマの事業を行います。
- ・より身近なところでの親子の交流の機会として、磯子区子育て支援拠点いそぴヨ等の団体と協力し、出張子育てひろばを開催します。
- ・地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協力し、地域の状況に合わせた事業を行います。

### (2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・福祉保健活動団体の活動の場として、多くの団体が貸室を活用できるよう、調整方法を工夫します。
- ・福祉保健活動団体が、地域でより活躍できるようコーディネートを行います。
- ・「地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”」を通して、新たな活動に拡がるきっかけを作ります。
- ・「地域活動情報誌“わっふる”」での団体紹介スペースや「パネル展」を活用し、より多くの方に団体活動を知ってもらうよう工夫します。

### (3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ・ボランティア活動のきっかけとして、シニアポイント登録会を行います。そのなかで、子育て応援隊（保育ボランティア）やオレンジボランティア等、それぞれの希望に合った活動につながるようサポートします。
- ・自主企画事業での呼びかけや地域ケアプラザ通信を通して、主体的な関わりへつながるように働きかけます。

### (4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・エリア内の関連団体・関係機関のパイプ役となれるよう、地域の情報を収集し、提供します。
- ・「地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”」を、地域の団体同士の情報交換の場、交流の場として活用します。
- ・「地域活動情報誌“わっふる”」や「洋光台イベント情報カレンダー」を活用し、地域への情報発信・提供の場として活用します。
- ・地域ケアプラザ通信の内容を見直して、地域ケアプラザ事業や地域の行事、健康などに関する情報などを分かりやすく提供できるように努めます。そのうえで、配架場所を見直して、より手に取りやすくなる工夫をします。
- ・館内外の掲示や配架を分かりやすく見やすいものにするため、今後も継続して配慮していきます。

### 3 生活支援体制整備事業

#### (1) 事業実施体制

- ・生活支援コーディネーターを中心に、所長はじめ地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センターも含めた地域ケアプラザ全体で生活支援体制整備事業に取り組みます。
- ・定例の生活支援コーディネーター連絡会を通じて、区役所や区社会福祉協議会、さらに区内の地域ケアプラザと情報共有を図り、連携していきます。

#### (2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・地域包括支援センターへの相談内容から高齢者の生活課題を把握し、地域の課題を分析していきます。
- ・地域の集い・行事や会議などに積極的に参加し、地域住民・活動団体との関係づくりを一層努めることで、地域のニーズや資源の把握に努めます。
- ・区役所と地域包括支援センターとのカンファレンス、地域ケア会議、みるきくつなぐ地区別連絡会などを通じて、地域のニーズ・資源の把握から分析へとつなげます。

#### (3) 連携・協議の場

- ・地域アセスメントを通じて把握したニーズ・資源について、既存の地域資源で解決することが難しい場合は、各関係機関と連携し、住民や地域活動団体も交えて既存資源の拡大や新規資源の開発について協議をする場を開催します。
- ・連携・協議の場を通じて、地域の特性を踏まえた生活支援・介護予防のための活動となるよう支援したり、既存の活動についても継続・発展できるように支援していきます。

#### (4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・地域の課題に取り組む中では、区社会福祉協議会の1層生活支援コーディネーターと区役所と情報共有を図ります。
- ・地域で解決できない・解決に適さない課題は、区社会福祉協議会の1層生活支援コーディネーターと区役所と区内の地域ケアプラザと連携して区域のニーズ・課題の解決に向けて取り組みます。

## 4 地域包括支援センター運営事業

### (1) 総合相談支援業務

#### ① 地域におけるネットワークの構築

- ・ 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加する中、多様な生活課題を抱えている高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して、その人らしい地域生活を継続することができるよう支援します。
- ・ 一人ひとりの高齢者を、その方に適した「自助・互助・共助・公助」の組合せにより地域で包括的に支えるため、そのようなケアの提供を可能とする地域の仕組み「地域包括支援ネットワーク」の構築に取り組みます。
- ・ 地域住民の方々や関係諸機関と協力し、地域の福祉・医療・保健サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス、住まいに関する施策などの様々な社会的資源が、有機的に連携できるようお互いの関係づくりに努め、環境整備を支援します。

#### ② 実態把握

地域ケアプラザの各部署、および区役所高齢・障害支援課をはじめとする各課と協働し、洋光台地区における様々な情報・活動を多面的に把握、整理して、ネットワークの強化や活動支援、地域のニーズおよび高齢者の個別のニーズの把握等を行います。

- ・ 洋光台地区にある様々な組織、サービス、活動等について、当事者、家族、地域住民、民生委員等の地域の福祉保健関係者やケアマネジャー、サービス事業所、行政等の関係諸機関からの情報収集・整理を行います。
- ・ 高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行い、生活機能が低下しても、各種の医療・介護・生活支援サービス等の利用により、その人らしく尊厳を保ちながら住みなれた地域で暮らすことができるよう、それぞれの段階におけるリスクの早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 各種統計資料から担当圏域の高齢化率等を把握するとともに、相談受付状況等の集計等を行い、課題を分析していきます。

#### ③ 総合相談支援

- ・ 相談者の困りごとや生活課題に分野横断的に対応し、介護保険だけでなく、適切な社会制度や関係機関につなぐよう努めます。
- ・ 地域ケアプラザの特性を活かし、プラザ内の各部署とも協力・連携しながら、チーム・アプローチを実践します。区高齢・障害支援課の社会福祉職・保健師とも密接に連携して支援します。
- ・ 総合相談としての機能を十分に発揮するために、相談内容の共有や引き継ぎ等に工夫をし、「窓口当番」を設け、地域ケアプラザ全体で協力し合い、いつでも相談に対応できる体制を確保します。

## (2) 権利擁護業務

### ① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ・ 相談内容に適した制度を見立て、相談者にわかりやすく説明するよう努めます。
- ・ 権利擁護に関する相談ケースは、区高齢・障害支援課と地域包括支援センターとの連携を重点的に密にします。
- ・ 個人のプライバシーに配慮しながら、司法専門家・関係機関とのネットワークを活用して対応します。
- ・ 消費者被害防止に向けた地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターと協働しながら、住民への迅速な情報提供、洋光台地区消費生活推進員や関係機関との連携に力を入れます。
- ・ 介護保険・相続遺言・葬送等に関する連続講座（老い支度講座）を開催し、地域の方々にわかりやすく、関心を持てるような普及啓発活動を行います。無料個別相談会も講座に併せて実施します。
- ・ 自分らしい老年期に備えるための「磯子区版エンディングノート書き方講座」を実施するとともに、効果的な活用についての普及・啓発を進めます。

### ② 高齢者虐待への対応

- ・ 「高齢者と共に養護者を支援する」「チーム・アプローチ」の視点を持ち、地域包括支援センター、区高齢・障害支援課との連携を重点的に密にします。地域の在宅介護サービス事業所や医療機関等の関係機関との連携・協働により早期発見・早期対応を行います。
- ・ 当事者および、民生委員や地域住民からの相談が増加しており、それぞれの状況を適切に受け止めて、丁寧な支援を行います。
- ・ 認知症サポーター養成講座に養護者支援の視点を取り入れ、普及啓発に努めます。
- ・ 「介護者のつどい」を定期的に開催（月1回）し、介護者同士が安心して語り合うことができる機会を提供します。
- ・ 30年度も引き続き、「男性介護者のつどい」を開催します。男性介護者に的を絞り、男性ならではの悩みや情報交換をすることで、介護負担の軽減を図ります。
- ・ 現役介護者を対象にした「家庭介護スキルアップ講座」を開催し、日頃の介護の不安や疑問に対する専門家のアドバイスを求める機会、参加者同士の情報交換の場になります。開催周知は、様々な方法で広報できるよう工夫します。

### ③ 認知症

認知症の方やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症理解の普及啓発、早期診断・早期対応に向けたネットワーク構築、見守り互いに支えあう地域づくり充実に取り組みます。

- ・ 地域活動交流・生活支援コーディネーターと協力し、「劇団ポレポレ」を中心とした地域の認知症キャラバン・メイトとともに「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催します。認知症を正しく理解した支え手をさらに増やすことを目指します。
- ・ 30年度は重点取組として、今まで開催したことない会場での認知症サポーター養成講座を企画・開催します。
- ・ 個別相談や認知症サポーター養成講座開催を通じ、「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク」「いそごオレンジボランティア」の普及啓発・推進を行います。
- ・ 総合相談を通じて若年性認知症の方の把握に努め、その支援を行います。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ① 地域住民、関係機関等との連携推進支援

誰もが住み慣れた場所で、安心して尊厳ある暮らしを続けていくことができるよう、高齢者の個々の状況や変化に応じて、地域住民・ケアマネジャー・関係諸機関等が互いに協力しやすい連携体制づくりの推進を支援します。

- ・ 地域ケアプラザ主催による各種講座や、地域で開催される様々な活動に積極的に参加し、地域包括支援センターの役割や介護保険制度の概要の説明、介護予防の普及啓発等を行います。
- ・ 民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉保健関係者との連携強化を図り、個別の相談支援等を行います。磯子区版「民生委員・ケアマネジャー連絡票」の活用により、民生委員とケアマネジャーが連携出来るよう橋渡しを行います。
- ・ 「磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク事業」の周知に取り組みます。

#### ② 医療・介護の連携推進支援

- ・ 医療職や保健福祉関係者を交えた、多職種での個別・包括レベル地域ケア会議実施に向けた取組を行います。
- ・ 地域ケアプラザ協力医による、ケアマネジャーや地域の保健福祉関係者が医療に関するアドバイスを得る機会を提供します。
- ・ 在宅医療連携拠点「かけはし」が行う連携会議に参加し、情報の共有、連携を図ります。また、ケアマネジャーに医療との連携について、「かけかし」との共催による研修会を行います。

#### ③ ケアマネジャー支援

ケアマネジャーが、一人で悩みや課題を抱え込んだり、孤立したりすることがないようにサポートします。

- ・ ケアマネジャーからの相談内容や高齢者等の状況に応じて、ケアマネジャーとともに必要な支援の方法等を検討します。また、必要に応じて区福祉保健センターや関係諸機関等との連携支援を行います。
- ・ ケアマネジャー同士のネットワーク構築や技術向上の支援として、「新任ケアマネ研修」「洋光台ケアマネサロン」、磯子区地域包括支援センター共催による「ケアマネサロン拡大版」等、研修会を開催します。
- ・ 介護保険以外の地域の活動やインフォーマルサービス等の情報を提供し、ケアプランに役立てるよう支援します。



#### (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

##### 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

地域ケア会議や多職種協働の勉強会を開催することで、ネットワークを構築して、地域包括ケアシステムの充実と促進を目指します。

- ・「個別ケース地域ケア会議」をおおむね3～4か月に1回開催します。
- ・「包括レベル地域ケア会議」を年2回程度開催します。

総合相談における相談傾向や地域特性に即した事例・テーマを選定し、自治会町内会長、民生委員、地域のボランティア組織、介護保険サービス従事者、医療専門職、UR都市機構関係者など、様々な立場から多角的に検討していきます。また地域福祉保健計画や生活支援体制整備とも連動しながら取り組んでいきます。

#### (5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

##### 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ・要介護状態にならないよう健康保持のため、積極的に介護予防についての情報提供や周知を行います。
- ・要支援・事業対象者には、自分らしい生活の目標を設定し、主体的に参加や活動に取り組めるよう支援します。
- ・要支援・事業対象者のケアプラン作成委託先のケアマネジャーと連携し、ケアマネジャーの支援に努めます。介護予防ケアマネジメントの研修会を行い、地域活動やインフォーマルサービスを取り入れたプラン作成を支援します。また、地域での取組などの情報提供を行います。
- ・地域ケア会議や元気づくりステーションへの理学療法士の参加など、地域リハビリテーション事業への協力を行います。

#### (6) 一般介護予防事業

##### 一般介護予防事業

- ・30年度の介護予防連続講座は、洋光台6丁目の方々を中心に洋光台地域ケアプラザにて開催して、介護予防の向上と地域活動への参加を促します。
- ・下半期に、介護予防の視点を取り入れた講演会を実施します。
- ・地域に出向き、体力測定や健康講座、健康相談を行います。
- ・区高齢・障害支援課、地域活動交流部門、自治会町内会とともに、自主活動化した元気づくりステーション（洋光台エリアは5ヶ所）の運営に協力し、安定した活動となるよう支援して、地域づくり型介護予防の推進に努めます。
- ・区高齢・障害支援課とともに、洋光台エリアの元気づくりステーション交流会にてリハビリテーション専門職の講演会を実施して、地域リハビリテーション事業への協力を行います。

## その他

### 児童虐待対策

- ・ 一般向け児童虐待研修等のチラシを配架するなど、児童虐待の理解と周知に協力します。
- ・ 児童虐待のおそれなど、一般住民からの通報等があった場合は、速やかに区役所等に報告します。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

施設を安全そして快適に利用できるように、建物や諸設備の維持管理を適切に実施します。設備点検については、基本協定書に定められた項目について専門業者による点検を行うとともに、異常が認められた場合は、磯子区と協議の上、速やかに補修・修理を行います。

- ◆施設内諸施設点検（毎月） ◆エレベーター点検（毎月） ◆電気設備点検（毎月）
- ◆消防設備点検（年2回） ◆自動ドア点検（年3回） ◆空調機器点検（年3回）
- ◆植栽管理（年6回） ◆定期清掃（床・窓ガラス 年6回）等

### イ 効率的な運営への取組について

- ・ 地域ケアプラザの部門ごとに適切な予算を定め、統括的に運営状況を把握することで、予算執行での効率的な運営ができるよう努めます。また、法人本部と連携して、労務や経理の事務処理に関して効率化に努めます。
- ・ 部門間での綿密な連携を図りながら、一体的な援助・支援活動を行っていくことで、事業の効率性を高められるよう努めます。そのために部門内、部門間でのミーティングや定期的な会議を開催して、情報の共有に努めます。

### ウ 苦情受付体制について

部門ごとに苦情解決責任者を配置して苦情窓口を設置します。また、館内2階ロビーに「ご意見箱」を常設して、利用者からの意見をいただけるようにします。

いただいた意見は、各職員や窓口担当者がその内容を真摯に受け止めて、苦情検討委員会にてその課題の分析と改善策を検討して、より一層、質の高いサービスを提供します。

- ◆苦情検討委員会（毎月）

### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・ 火災や震災等緊急時の備えとして、消防計画や防災対応マニュアル等を策定し、年2回の防災訓練（避難訓練、消火訓練、通報訓練等）を実施します。
- ・ 震災等の災害時には、福祉避難所を開設して、施設管理者を中心としたチームを結成します。その上で磯子区の協力要請に応じた体制を可能な限り構築して、磯子区等と連携しながら状況に応じた迅速かつ適切な対応をします。福祉避難所について

- は、運営マニュアルにより、その機能を果たせるよう努めます。
- ・ 防犯については、施設の閉館時間帯の警備（機械警備）を警備会社に委託しています。緊急時には警備会社や警察と連携を図りながら対応します。
  - ・ 利用者の体調の急変時に備えて、AEDの取扱訓練を実施します。

#### オ 事故防止への取組について

事故防止については、各部門での事故発生リスク（設備管理、衛生管理、個人情報管理、介護業務、運転業務等）を十分に把握しながら安全管理を行い、事故発生防止に取り組みます。また、通所介護ではその発生リスクが高いことから、事故防止検討委員会にて事故（ヒヤリハット事例を含む）の原因分析、再発防止の検討を行い、発生防止に取り組みます。

- ◆ 事故防止検討委員会（毎月）

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・ 個人情報保護に関して、運営法人の個人情報基本方針、また、特定個人情報取扱規程に基づいて対応します。また、全職員に対して個人情報保護研修を実施して、個人情報管理マニュアルの周知と個人情報チェックシートの活用による理解度のチェックをする等、安全管理の徹底を図ります。
- ・ 地域ケアプラザ全事業について日常的に多くの個人情報を取り扱う性格の業務であることから、一層の徹底した管理体制をとります。また、個人情報記載文書の郵送や配付時、また、通所介護連絡帳返却時に事故発生のリスクが高いことから、ダブルチェックを徹底するなど、個人情報取扱管理の強化を図ります。

#### キ 情報公開への取組について

- ・ 地域ケアプラザ事業については、地域ケアプラザ広報紙や磯子区広報紙、当地域ケアプラザのブログ等を活用しながら、広く周知できるよう工夫します。また、地元連合町内会の協力を得て、広報紙の各戸回覧や掲示板等で事業の周知をします。
- ・ 事業計画（予算）、事業報告（決算）については、地域ケアプラザ内ロビーにて閲覧できるようにします。
- ・ 情報公開については、地域ケアプラザ情報公開規程により、開示の申し出があった時は適切に対応するとともに、文書等を適切に管理します。

#### ク 人権啓発への取組について

人権擁護に関する研修を開催して、対人援助職、市民利用施設職員としての人権に対する意識啓発に努めます。広報紙等発行時には、その内容について人権意識を踏まえた適切な内容であるかを確認するなどの取組をします。

#### ケ 環境等への配慮及び取組について

- ・ 地域ケアプラザで発生したゴミの処理については、「ヨコハマ3R 夢」への積極的な取組により、ペーパーの再利用や不要品の再活用を行うなど、減量と分別に努めます。
- ・ 節電、省エネについては、エネルギー管理標準により、館内の適切な室温管理や照明の減光などの実施、さらに電力のデマンド管理を行います。
- ・ 2階バルコニーにグリーンカーテンの設置をします。
- ・ ペットボトルのキャップやプリンターインクカートリッジのリサイクルボックスを設置して、それぞれの活動に協力します。

## 介護保険事業

### ● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

#### 《職員体制》

地域包括支援センター職員三職種4名と事務員1名で、サービスを実施します。

#### 《目標》

- ・ 本人・家族の意向を尊重し、自立の視点を大切にしながら、公平・中立な立場で支援にあたります。
- ・ 健康を保持して要介護状態にならないよう、介護予防についての情報提供や周知を積極的に行います。
- ・ 要支援・事業対象者には、自分らしい生活の目標を設定し、主体的に参加や活動に取り組めるよう支援します。
- ・ 要支援・事業対象者のケアプラン作成委託先のケアマネジャーと連携し、ケアマネジャーの支援に努めます。

#### 《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
300	300	300	300	300	300
10月	11月	12月	1月	2月	3月
300	300	300	300	300	300

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤職員 3 名、非常勤職員 2 名の体制でサービスを実施します。職員間で情報共有を図り、担当職員不在時も他職員が対応するような体制をとります。

《目標》

新規の受付については、地域包括支援センター併設の居宅介護支援事業所の特性を踏まえて、センターとの連携を密にしながら、介護保険制度につながりにくい高齢者や支援困難ケースを中心に、ケアプランの作成、継続的な支援をします。本人・家族の意向を尊重し、自立の視点を大切にしながら公平・中立な立場で支援にあたります。

《利用者目標》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
120	120	120	120	120	120
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
120	120	120	120	120	120

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

相談援助、個別機能訓練、移動や排せつの見守り、健康状態の確認、食事、入浴、送迎等のサービスを提供します。

《介護保険自己負担》

○1割負担分(1回につき)		2割負担分(1回につき)
(要介護1)	662 円	1323 円
(要介護2)	782 円	1563 円
(要介護3)	905 円	1810 円
(要介護4)	1030 円	2059 円
(要介護5)	1154 円	2307 円

○加算

・入浴介助加算	54 円	108 円
・サービス提供体制加算 I	120 円	39 円
・中重度者ケア体制加算	49 円	97 円
・介護処遇改善加算 I	所定単位数の 59/1000	

《食費負担》 700 円

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:30~16:30

《職員体制》

管理者	1 名	
生活相談員	5 名	(うち 4 名は介護職員と兼務)
看護職員	5 名	
介護職員	23 名	(うち 4 名は生活相談員と兼務)
機能訓練指導員	5 名	(看護職員と兼務)
介助員	2 名	

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、ケアプランに応じて機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し介護方法の指導を実施します。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
750	750	750	750	750	750
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
750	750	750	750	750	750

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

相談援助、運動器機能向上訓練、移動や排せつの見守り、健康状態の確認、食事、入浴、送迎等のサービスを提供します。

《介護保険自己負担》

○1割負担分（月額）		2割負担分（月額）
（事業対象者）	週1回利用 1,766 円	3531 円
	週2回利用 3,621 円	7241 円
（要支援1）	週1回利用 1,766 円	3531 円
（要支援2）	週1回利用 1,766 円	3531 円
	週2回利用 3,621 円	7241 円
○加算		
・運動器機能向上加算	242 円	484 円
・サービス提供体制加算（I）イ		
	要支援1 78 円	155 円
	要支援2 155 円	309 円
・介護処遇改善加算I	所定単位数の59/1000	

《食費負担》 700 円

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9：30～16：30

《職員体制》

管理者	1名	
生活相談員	5名	（うち4名は介護職員と兼務）
看護職員	5名	
介護職員	23名	（うち4名は生活相談員と兼務）
機能訓練指導員	5名	（看護職員と兼務）
介助員	2名	

《目標》

利用者が本来持っている能力を引き出し、在宅生活でその能力が生かされるよう、身体的・精神的な支援を行います。また、立ち上がりや歩行に必要な筋力の向上、転倒予防のための機能訓練を実施します。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	30	30	30	30



